

監 査 公 表

8 弥監公表第 2 号

令和 8 年 5 月 11 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 5 項
の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 24 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

第 20 号様式（第 24 条関係）

8 弥監第 30－1 号
令和 8 年 7 月 24 日

請求人 代表者 [REDACTED] 様
[REDACTED] 様

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 8 年 5 月 11 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

代表者 [REDACTED]
[REDACTED]

2 請求書の提出日

令和 8 年 5 月 11 日

3 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

請求の要旨（以下の請求の要旨は、請求書の記載内容を原則原文のまま記載し、事実証明の内容などは省略としている。また、実会社名等は黒塗り及び仮称とする。）

対象となる機関・役職： 弥富市長、弥富市会計管理者、および 支出命令権限を有する財務担当職員

対象となる時期：

- ・ **【財務会計上の行為（支出の差し止め対象）】**

令和 8 年（2026 年）6 月 17 日の工期満了（予定）に伴う完成検査完了後から、最終的な請負代金支払日までの期間。

- ・ **【怠る事実（是正対象）】**

令和 8 年（2026 年）2 月の官製談合事件の発覚（業者役員への略式命令確定時）から現在（本請求書提出日）に至るまでの期間。

対象となる行為・不作為の特定：

1. **違法な財務会計上の行為（公金の支出）：**

弥富市が保有する確固たる違約金債権（1 億 3,080 万円）を相殺により控除することなく、XXXXXXXXXXに対して未払いの請負代金残額を満額支出（支払い）しようとする行為。

2. **財産の管理を怠る事実（不作為）：**

官製談合防止法第 4 条および弥富市公共工事請負契約約款第 54 条に基づき、速やかに違約金債権を行使（請求および相殺）すべき義務があるにもかかわらず、これを放置し、市財産（公金）の適正な保全・回収を怠っている事実。

2. 行為（および怠る事実）の内容と違法性

① 官製談合事件の客観的事実と不当利得の発生

弥富市が令和 7 年（2025 年）にXXXXXXXXXX（以下「当該業者」という）と締結した「弥富まちなか交流館リニューアル工事（請負代金 6 億 5,400 万円）」（以下「本件工事」という）に関して、落札の背後に弥富市元建設部長による設計金額の漏洩という重大な官製談合事件が存在したことが、令和 8 年（2026 年）2 月の愛知県警による逮捕・捜査により発覚した。本件の落札率は 99.09%という極めて異常な高値であり、正常な競争環境下での適正価格との差額は、当該業者への不当な利得（血税の流出）となっている。本事件を受け、当該業者の役員も公契約関係競売等妨害の罪で略式起訴され、罰金刑の略式命令がすでに確定している。

② 約款第 54 条に基づく違約金債権の確定と法的性質

弥富市の「公共工事請負契約約款」第 54 条によれば、「受注者（役員等を含む）が刑法第 96 条の 6 等の罪で刑が確定した場合、発注者は契約解除の有無にかかわらず、契約金額の 10 分の 2（20%）に相当する額を賠償金として請求できる」と明確に規定されている。この条項は民法第 420 条第 1 項に基づく「損害賠償額の予定」であり、実際の損害額の立証を要せず、刑の確定という客観的事実のみをもって直ちに請求可能となる強力な権利である。したがって、弥富市は当該業者に対し、1 億 3,080 万円の違約金（賠償金）請求権という確固たる債権（市の財産）を現在有している。

③ 相殺義務の不履行と公金管理義務違反（怠る事実）

本件工事の工期は令和 8 年 6 月 17 日まで延長されており、現在も市側に未払いの請負代金（工事費）が留保されている。民法第 505 条第 1 項（相殺の要件）が完全に充足されている状況下において、市長は直ちに自発的な相殺権を行使すべきである。さらに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」第 4 条は、本件のような事案において、首長に対して業者への損害賠償請求を行うことを**法的な義務**として課している。これらを行わず放置することは、地方自治法第 236 条の債権管理義務違反ならびに官製談合防止法違反であり、明白な「財産の管理を怠る事実」である。

④ 漫然とした満額支払いの違法性（違法な財務会計上の行為）

上記義務に反し、市長および支出命令権者が違約金を相殺することなく、漫然と残代金全額を当該業者に支出することは、実質的に「回収確実な市財産を放棄する行為」に等しい。一度満額を支払ってしまえば、後日不当利得返還請求等を行っても、業者の資産隠匿や経営悪化により回収不能となるリスクを弥富市民（納税者）に不当に負わせることとなる。ゆえに、この満額支出の予定行為は違法かつ不当な公金の支出として、厳格に差し止められなければならない。

3. 請求期間（1 年ルール）に関する特例の適用について

① 地方自治法上の原則と本件の特殊性

地方自治法第 242 条第 2 項は、財務会計上の行為があった日または終わった日から「1 年」を経過したときは、正当な理由がない限り、住民監査請求をすることができないと規定している。本件工事の契約締結（支出負担行為）は令和 7 年（2025 年）中に行われており、形式的には 1 年が経過しているとも解し得る。

② 最高裁判例に基づく「正当な理由」の存在

しかしながら、本件のような官製談合行為は極めて秘密裏に行われる性質のものであり、一般の住民が契約締結時点でその違法性を認識することは不可能である。この点に関し、最高裁判所平成 14 年（2002 年）7 月 2 日第三小法廷判決（民集 56 卷 6 号 1049 頁）は、「談合の事実は秘密裏に行われ、客観的に住民がその事実を知り得ない状態であった場合には、監査請求期間の制限を延長する『正当な理由』が存在する」と明確に判示している。

③ 請求期間の起算点と適法性

本件官製談合の事実が社会に明るみに出たのは、令和 8 年（2026 年）2 月の愛知県警による逮捕および強制捜査の報道時点である。住民が本件の違法な財務会計上の行為、および財産管理を怠る事実を客観的に認識可能となったのはこの時点时起算点とすべきである。したがって、事実の発覚（令和 8 年 2 月）から「相当の期間内」に提起される本件住民監査請求は、同法第 242 条第 2 項た

だし書の「正当な理由」を完全に満たしており、1年の期間制限によって却下されるべきものではないことは明白である。

弥富市長および支出命令権者が、違約金債権に基づく相殺権を行使せず、漫然と残代金全額を支出することは、以下の複合的な理由により、明白に違法かつ不当な財務会計上の行為、ならびに財産管理を怠る事実等に該当する。

① 地方自治法上の「債権管理・徴収義務」の明白な違反（怠る事実）

地方自治法第236条第1項は、地方公共団体の長に対し、法令または契約に基づく債権について「適正な管理及び徴収をしなければならない」と厳格な義務を課している。本件において、弥富市は約款第54条に基づく約1億3,080万円の違約金債権という、金額が客観的に確定した確固たる債権（公有財産）を有している。当該業者の役員に対する略式命令が確定した以上、市はこの債権を速やかに回収する法的義務を負っており、これを理由なく留保・放置することは、首長としての善管注意義務（善良な管理者の注意義務）および法令上の債権管理義務に著しく違反する。

② 最も確実な回収手段である「相殺権」の不使（怠る事実・裁量権の逸脱）

現在、弥富市は当該業者に対して未払いの請負代金債務（受働債権）を負っており、一方で違約金債権（自働債権）を有している。民法第505条第1項の要件を満たすこの状況において、市が自発的に相殺の意思表示を行えば、直ちに確実に1億3,080万円の債権回収（公金の保全）が完了する。にもかかわらず、この最も安全かつノーコストの回収手段である相殺権を行使しないことは、行政裁量の逸脱・濫用にあたり違法である。（※最高裁令和2年9月8日判決が示す通り、倒産手続下でさえ保護される強力な相殺権を平時に行使しない合理的な理由は存在しない。）

③ 官製談合防止法第4条に基づく「損害賠償請求義務」の放棄（怠る事実）

本件は、市の現職幹部（元建設部長）が関与した「官製談合」である。官製談合防止法第4条は、公務員による入札等関与行為があった場合、地方公共団体の長は、関与した職員および事業者に対して「損害賠償を請求しなければならない」と、明確な法的義務（強行規定）を定めている。違約金の請求および相殺処理を行わない不作為は、同法が市長に課した賠償請求義務を真正面から放棄する行為であり、重大な違法性を帯びている。

④ 回収不能リスクを市民に転嫁する「違法・不当な公金支出」（1号請求対象）

上記①～③の義務に違反したまま、違約金を控除せずに請負代金を満額（約6億5,400万円）支払う行為は、実質的に「回収可能な市の財産をみすみす市外へ流出させる行為」である。一度全額を業者に支払ってしまえば、後日不当利得返還請求訴訟等を提起しても、業者の経営悪化や資産隠匿等によって回収不能となるリスクが生じ、その損害はすべて納税者たる市民が被ることになる。

したがって、相殺を行わずに満額を支出する財務会計上の行為そのものが、地方財政の健全性を害する「違法かつ不当な支出」として直ちに差し止められなければならない。

請求の根拠法令等（詳細な適用理由）

本件請求は、以下の法令等の規定を複合的な根拠として申し立てるものである。

- **地方自治法 第 242 条第 1 項（住民監査請求）**
 - **適用理由：** 弥富市長等による「違法・不当な公金の支出（満額支払い）」の差し止め、および「財産の管理を怠る事実（違約金回収・相殺の不作为）」の是正を住民として求めるための直接的な手続的根拠。
- **地方自治法 第 236 条第 1 項（債権の管理）**
 - **適用理由：** 普通地方公共団体の長に対し、金銭給付を目的とする権利（本件においては 1 億 3,080 万円の違約金債権）について、適正な管理および確実な徴収を行うべき実体法上の義務を課す根拠。
- **弥富市公共工事請負契約約款 第 54 条（賠償金条項）**
 - **適用理由：** 本件における市の債権（自働債権）の発生根拠。契約解除の有無にかかわらず、また実損害の立証を要さず、刑の確定（本件略式命令の確定）という客観的事実のみをもって、請負代金の 10 分の 2（20%）を賠償金として確定させる契約上の強行規定。
- **民法 第 505 条第 1 項（相殺の要件）**
 - **適用理由：** 市が有する違約金債権（自働債権）と、当該業者が有する未払い請負代金債権（受働債権）とを対当額で消滅させる法的メカニズムの根拠。双方が弁済期にあり、相殺の要件を完全に充足していることを担保する。
- **入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法） 第 4 条（損害賠償の請求）**
 - **適用理由：** 本件が単なる民間業者単独の談合ではなく、市幹部が関与した「官製談合」であることに基づき、弥富市長に対して損害賠償の請求を「しなければならない」と定めた強行法規。市長が相殺や請求をためらうこと自体が直接的な違法行為となる根拠。

（3）その結果どのような損害が市に生じている（生じるおそれがある）のか

弥富市長および支出命令権者の違法な不作为（違約金請求・相殺権の不行使）、および予定されている違法な財務会計上の行為（違約金を控除しない請負代金の満額支出）によって、弥富市（ひいては納税者たる市民）には以下の

重大な財産的損害が生じており、または支出実行と同時に不可逆的な損害が生じる切迫したおそれがある。

① 確固たる市財産（1 億 3,080 万円）の事実上の放棄と不法な流出

弥富市は約款第 54 条に基づき、既に「1 億 3,080 万円」という金額が客観的に確定した賠償金請求権（市の財産）を有している。請負代金の残代金支払い時にこれを自発的に相殺処理すれば、市は 1 円の出費もなく確実にこの財産を回収・保全できる。しかし、相殺を行わずに漫然と請負代金全額（約 6 億 5,400 万円）を業者に支払うことは、本来支払う義務のない 1 億 3,080 万円分の公金を市外へ不法に流出させる行為であり、市の財産に対する直接的かつ甚大な損害である。

② 最強の担保（相殺権）の喪失による「完全な回収不能リスク」の発生

相殺権は、相手方の資力に関わらず確実に債権を回収できる「最強の担保的機能」を有する。最高裁判例（令和 2 年 9 月 8 日判決）が示す通り、この相殺期待は業者が破産した場合においてすら保護される強力な権利である。仮に市が相殺権を行使せず満額を支払い、その後不当利得返還請求や損害賠償請求の訴訟を提起したとしても、当該業者が指名停止措置等による経営悪化で倒産した場合や、意図的に資産を隠匿した場合、市は 1 億 3,080 万円を永遠に回収できなくなる。この「回収不能リスク」という致命的な損害を、無防備にも市民に負わせる結果となっている。

③ 無用な争訟コストおよび行政的負担という二次的損害

市長が相殺権の行使という即効性のある債権回収を怠り、一旦満額を支払ってから後日訴訟で回収を図るという迂遠な手段をとれば、市は訴訟の提起に伴う弁護士費用、裁判費用、および回収までの遅延損害金等、本来であれば全く負担する必要のなかった多額の二次的コスト（損害）を余儀なくされる。また、無用な訴訟対応に追われる市職員の多大な労力と時間も、行政資源の著しい浪費（損害）である。

④ 異常な高値落札（落札率 99.09%）による「血税の篡奪」の放置と追認

本件工事は官製談合の結果、適正な競争価格を著しく上回る「落札率 99.09%」という極めて異常な高値で契約されている。本来であれば自由競争によって削減され、市民の福祉等に回されるべきであった差額（血税）が、不当な利益として業者側に移転しているのが本件の実態である。約款第 54 条に基づく違約金 2 割の徴収は、この不当利得を市に取り戻すための必要最低限の法的措置である。これを相殺・徴収せず放置することは、官製談合による市民の血税の篡奪を市が追認し、損害を確定させることに他ならない。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、監査委員は、本件における違法状態の解消および市財産の確実な保全のため、弥富市長および弥富市財務担当（会計

管理者・支出命令権者等）に対し、以下の各措置を直ちに講じるよう強力に勧告することを求める。

① 違法・不当な公金支出の即時差止（第1号請求に基づく措置）

弥富市長および支出命令権者は、本件工事の完成（令和8年6月17日予定）に伴う最終的な請負代金（残代金）の精算および支払い手続きにおいて、弥富市公共工事請負契約約款第54条に基づく違約金相当額（1億3,080万円）を控除することなく、漫然と請負代金を満額支出する手続きを直ちに差し止めること。

② 違約金債権の確実な行使および相殺処理の断行（第3号・4号請求に基づく措置）

弥富市長は、[REDACTED]に対し、約款第54条および官製談合防止法第4条に基づく「1億3,080万円の違約金（損害賠償金）の請求」を、配達証明付き内容証明郵便等の客観的記録に残る方法で直ちに行うこと。同時に、同書面において、当該違約金債権を自働債権とし、市が同社に対して負担する未払いの請負代金債務を受働債権とする「相殺の意思表示（民法第505条第1項）」を明確に行い、市の有する債権を対当額で確実に回収（消滅）させること。

③ 相殺後の不足額に対する追徴および法的措置の準備

仮に、既払金等により未払いの請負代金（残代金）が違約金額（1億3,080万円）を下回っており、相殺権を行使してもなお未回収の違約金が残存する場合、弥富市長は直ちにその不足額について納入通知書を発行し、同社に対して厳格に追徴を行うこと。指定期限内に支払いがなされない場合、直ちに地方裁判所に対して損害賠償請求または不当利得返還請求の訴えを提起し、遅延損害金を含めた全額回収を図るための法的措置に移行すること。

④ 行政の不作为に関する責任の明確化（首長への警告）

監査委員は、弥富市長に対し、官製談合という重大な不法行為が発覚し、刑事処分が確定しているにもかかわらず、これまで漫然と違約金の請求および相殺の準備を怠ってきた不作为（怠る事実）について厳しく指摘すること。また、仮に市長が本勧告に従わず相殺権の行使を怠り、結果として対象業者の倒産や資産隠匿等により1億3,080万円の回収が不能となった場合には、市長個人の善管注意義務違反（官製談合防止法第4条違反）として、市長個人に対して同額の損害賠償請求（住民訴訟第4号請求）がなされる法的立場にあることを強く警告すること。

第2 要件審査及び請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和8年5月11日付けで受理した。

追記の資料は令和8年5月24日及び6月18日に提出され受理した。

また、職員措置請求書について、補正を令和8年6月5日付けで求め、6月11日に提出された。

第3 監査の実施

本件について、以下のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和 8 年 6 月 18 日に陳述を行った。

2 監査対象部局の陳述

令和 8 年 6 月 18 日に総務部長、財政課長、まちなか交流課長、及び各課担当職員より陳述を行った。

第 4 監査の結果

1 確認した事項

「弥富まちなか交流館リニューアル工事（以下、「本件工事」という。）」の入札から工事請負代金債権の残額の支払いまでの時系列について

①令和 7 年 5 月 22 日

一般競争入札で [REDACTED]（以下、「A 社」という。）が落札をする。

入札額 654,000,000 円（税抜）

②令和 7 年 6 月 30 日

弥富市と A 社が本件工事について契約を締結する。

工期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 27 日まで

請負代金額 719,400,000 円（税込）

③令和 7 年 7 月 22 日

弥富市は前払い金 287,760,000 円を A 社へ支払う。

④令和 7 年 12 月 24 日

弥富市は、A 社からの工期延長請求書（令和 7 年 11 月 5 日付）に対し、令和 8 年 6 月 17 日までの工期延長を承諾する。

⑤令和 8 年 2 月 12 日

建設部長（当時）が、本件工事等において、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪（刑法第 96 条の 6）により、愛知県警に逮捕される。

⑥令和 8 年 3 月 4 日

1）建設部長（当時）が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で名古屋地方裁判所に起訴される。

2）A 社代表取締役も、公契約関係競売等妨害の罪で名古屋簡易裁判所に略式起訴され、同日中に刑が確定する。

⑦令和 8 年 6 月 2 日

弥富市と A 社が本件工事の変更契約について締結する。

変更後の工期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 17 日まで

変更による請負代金増減額 増額 23,012,000 円（税込）

⑧令和 8 年 6 月 10 日

弥富市は、A社に対し8弥財第28号令和8年6月10日付け「工事請負の契約条項に基づく賠償金の請求について」を通知する。

通知の内容は、A社が公契約関係競売等妨害罪（刑法第96条の6）が確定したことをうけ、弥富市公共工事請負契約約款（建築工事用）第54条第2項第3号に該当することから、同項の規定に基づき、請負代金額719,400,000円の10分の3に相当する額を納付すること等を求めるものである。

納入期限 令和8年6月25日

納入期限までに支払われない場合、民法第419条第1項に基づき、未払いの分に対して、遅延日数に応じ、年3%の遅延損害金が発生すること。

⑨令和8年6月17日

A社から本件工事の完了届が提出される。

⑩令和8年6月26日

1) A社は、弥富市の賠償金の請求への対応を完了する。

2) 財政課により本件工事の完了検査が実施される（結果は合格）。

同日、A社に検査結果を通知する。

3) A社から本件工事の請求書が提出される。

⑪令和8年7月10日

弥富市は、A社に工事代金の残額を支払う。

2 結論

上述の第4の1①から⑪の確認した事項等に基づき、合議により次のように決定した。

本件請求は棄却する。

3 理由

本件請求の措置の請求に対する結論理由は以下のとおりである。

請求人は、本件工事の請負代金（残代金）の精算及び支払い手続きを直ちに差し止めること。また、違約金債権の確実な回収をするために相殺処理をすべき旨の主張をする。

弥富市は、本件工事において、上述の第4の1確認事項のとおり、令和8年3月4日にA社代表取締役に対する公契約関係競売等妨害罪の確定を受け、令和8年6月10日に弥富市公共工事請負約款（建築工事用）第54条第2項第3号の規定に基づき、請負代金額719,400,000円の10分の3に相当する額と納入期限（令和8年6月25日）までに支払われない場合の遅延損害金のことも明記し請求した。

A社は、令和8年6月26日までに、弥富市の賠償金の請求への対応を完了

した。結果、弥富市は、A社に対する賠償金についてすべて回収した。
以上のことから、弥富市は賠償金の回収処理を適切に行った。
よって、弥富市は賠償金の回収を怠った事実はない。